

第118回神河町議会臨時会に提出された議案

○町長提出議案

- 報告第2号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 第53号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例の一部を改正する条例）
- 第54号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
- 第55号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町手数料条例の一部を改正する条例）
- 第56号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第57号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和5年度神河町一般会計補正予算（第11号））
- 第58号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和5年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号））

○議会提出議案

- 発委第3号 神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件

神河町告示第87号

第118回神河町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年4月25日

神河町長 山 名 宗 悟

- 1 期 日 令和6年5月1日
- 2 場 所 神河町役場 議場
- 3 付議事件

- (1) 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- (2) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例の一部を改正する条例）
- (3) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
- (4) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町手数料条例の一部を改正する条例）
- (5) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- (6) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和5年度神河町一般会計補正予算（第11号））
- (7) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和5年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号））
- (8) 常任委員会委員の選任
- (9) 議会運営委員会委員の選任
- (10) 特別委員会委員の選任

○開会日に応招した議員

小 島 義 次	松 岡 宣 彦
木 村 秀 幸	藤 森 正 晴
澤 田 俊 一	藤 原 資 広
廣 納 良 幸	栗 原 廣 哉
安 部 重 助	小 寺 俊 輔
吉 岡 嘉 宏	

○応招しなかった議員

な し

議事日程（第1号）

令和6年5月1日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第2号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 日程第4 第53号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 第54号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 第55号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町手数料条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 第56号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第8 第57号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和5年度神河町一般会計補正予算（第11号））
- 日程第9 第58号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和5年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号））
- 日程第10 常任委員会委員の選任
- 日程第11 議会運営委員会委員の選任
- 日程第12 特別委員会委員の選任

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第2号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 日程第4 第53号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 第54号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 第55号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町手数料条例の

一部を改正する条例)

日程第7 第56号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件(神河町国民健康保険
税条例の一部を改正する条例)

日程第8 第57号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件(令和5年度神河町一
般会計補正予算(第11号))

日程第9 第58号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件(令和5年度神河町産
業廃棄物処理事業特別会計補正予算(第2号))

追加日程第1 発委第3号 神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件

追加日程第2 議長辞職の件

追加日程第3 議長の選挙

追加日程第4 副議長辞職の件

追加日程第5 副議長の選挙

追加日程第6 議席の一部変更

日程第10 常任委員会委員の選任

日程第11 議会運営委員会委員の選任

追加日程第7 特別委員会の設置

日程第12 特別委員会委員の選任

追加日程第8 一部事務組合議会議員の選挙

・中播衛生施設事務組合議会議員の選挙

・中播北部行政事務組合議会議員の選挙

出席議員(11名)

1番	小島義次	7番	松岡宣彦
2番	木村秀幸	8番	藤森正晴
3番	澤田俊一	9番	藤原資広
4番	廣納良幸	11番	栗原廣哉
5番	安部重助	12番	小寺俊輔
6番	吉岡嘉宏		

欠席議員(なし)

欠員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長	……………	高内教男	局長補佐	……………	池内優子
主査	……………	鵜野雄二郎			

説明のため出席した者の職氏名

町長	山名宗悟	建設課長	藤原寿一
副町長	前田義人	地籍課長	中野友純
教育長	入江多喜夫	上下水道課長	谷 総和人
総務課長	平岡万寿夫	健康福祉課長	藤原栄太
総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
	黒田勝樹		木村弘美
税務課長	藤原一宏	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長	長井千晴		北川由美
住民生活課参事兼防災特命参事		町参事兼事務長	高階正三
	井出博	病院総務課長兼施設課長	
農林政策課長	前川穂積		井上淳一朗
農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事		教育課長兼給食センター所長	
	岩田勲		児島浩司
ひと・まち・みらい課長		教育課参事兼社会教育特命参事	
	石橋啓明		宮本公平
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事			
	高橋吉治		

議長挨拶

○議長（小寺 俊輔君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

4月に入り雨の日も多く鬱々とした天気が続きますが、山々は新緑にあふれ季節は初夏に移ろうとしています。

28日には、朝来市和田山町で今年も猛暑を予感させる最高気温31度を記録しました。皆様には熱中症など十分に気をつけられ、日々健康に過ごしていただきたいと願います。

本日ここに第118回神河町議会臨時会が招集されましたところ、議員各位並びに執行部におかれましては定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため誠に御同慶に堪えません。

今次臨時会に町長から提出されます案件は、専決処分による報告1件と承認6件の計7件であります。いずれも町政にとって重要な案件であります。議員各位には格別の御精励を賜り、適正妥当な結論が得られますようお願い申し上げまして開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。

本日は神河町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り議会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

議会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

日ごとに草木の緑が映えるようになり、町内あちらこちらで田植も始まっています。

今年は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行してから初めてのゴールデンウィークを迎えます。神河町の各観光施設の入り込み数は、コロナ前の令和元年度の75万人をピークにコロナ禍初年度の令和2年度は4月から6月期の緊急事態宣言により一時は大幅に落ち込みましたが、それ以降、コロナ禍での全国的な自然志向、アウトドアブームにより持ち直し64万7,000人となり、以降、令和3年71万5,000人、令和4年73万1,000人と推移し、令和5年度に入りますとコロナの5類移行とともに人々の視線が自然から町なかに向かう状況により71万人と、前年比97.1%という結果となっています。神河町の施設は多くが屋外ですので天候に左右されますが、今後、来年の大阪・関西万博に向けたインバウンドを含めた新たな戦略でにぎわいを創出してまいります。

また、先日新聞各社の1面に有識者でつくる民間組織、人口戦略会議がまとめた報告書が発表され、その中身は全国の40%超えの744自治体が消滅可能性状態であると掲載されました。兵庫県においては、41市町中神河町を含む13市町がその可能性があることが掲載されました。20代から30代の女性が、今後30年間で半分以下になる可能性がある地域を根拠としたものです。若者転出先としての東京一極集中を打破することを目標に掲げた国による地方創生の取組で、あれから10年、現状は地方への人口流出による出生率の改善を目指しましたが結びつかず、結果として地方部における移住定住・子育て政策が地方部、自治体間の人口争奪にとどまり、全体の出生率向上にもつながっていないということです。今後、政府として人口対策として出生数の3分の1を占める首都圏の少子化対策が必要なのと、地方の持続性を高める政策は人口問題と切り分けて両輪で取り組むべきとの報告をしています。

地方の持続については、都市部から地方部への雇用の場の拡大が地方への人口流入につながるとも指摘しています。私も全くそのとおりと認識しておりまして、神河町としても末端行政でやるべきことは強力に取り組み、国に対して現状の自治体間での人口争奪にならない根本的な政策転換を求めていかなければならないと思うところでございます。今後、各種要望活動において取り組んでまいります。

さて、本日は専決処分の報告1件と、同じく専決処分の承認6件を提案させていただきます。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

午前9時05分開会

○議長（小寺 俊輔君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達してい

ますので、第118回神河町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に入る前に、昨日、議会運営委員会を開き議事日程について協議しましたので、委員長からその結果について報告を求めます。

安部重助議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の安部です。議会運営委員会の報告をいたします。

4月30日、議会運営委員会を開催し、5月1日開催の臨時会の議事運営について協議し決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程ですが、5月1日の1日間と決しております。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

議会から提出しております発委第3号は、議事日程第1号、日程第9の後に議事日程第1号の追加1の追加日程第1として議題とすることとしております。

以上のとおり、本日の臨時会の会期日程及び議事日程について決定し、議長にお願いしております。議員各位には、格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。ただいま安部重助議会運営委員長から報告のあったとおり、発委第3号、神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件を議事日程第1号の日程第9が終わり次第、追加日程第1として日程に追加し議題としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、発委第3号は、議事日程第1号の日程第9が終わり次第、追加日程第1として日程に追加し議題とすることに決定しました。

それでは、議事日程第1号の審議に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小寺 俊輔君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。

5番、安部重助議員、6番、吉岡嘉宏議員、以上2名を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（小寺 俊輔君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っておりますが、これに御異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

これより議案の審議に入ります。

日程第3 報告第2号

○議長（小寺 俊輔君） 日程第3、報告第2号、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第2号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）でございます。

町長の専決処分事項の指定についての規定に基づき、令和6年1月26日に発生した公用車事故の対物事故分について、3月28日に示談が成立しましたものを同日付で専決処分させていただいたものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては病院総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。それでは、詳細説明を申し上げます。

2ページ目を御覧ください。この報告は、公用車の交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解に係る専決処分でございます。

この事故は、令和6年1月26日金曜日午前11時24分頃、市川町奥地内で発生した事故で、かんざき訪問看護ステーションの職員が訪問している患者さんの御自宅の駐車場にバックで駐車しようとした際、アコーディオン門扉に衝突し門扉を損傷させたものでございます。事故の責任割合は当方100%、相手方ゼロ%でございまして、相手方の門扉損害額の56万9,399円を当方が賠償することで示談が成立しましたので、3月28日付で専決処分をさせていただき、4月19日に支払いを完了させていただきました。

なお、この賠償金につきましては全額保険対応でございまして、町からの持ち出しはございません。

以上が報告理由並びに内容でございます。どうぞよろしく御願いたします。

○議長（小寺 俊輔君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 11番、栗原です。この事故、これの原因というのは追及されましたか。どういうことでその門扉を潰してしまったか、その原因についてちょっと教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。この駐車場に駐車する前に道があるんですけれども、かなり狭い道であったということは確認をさせていただいております。本人からの事故報告によりますと、後方確認が不十分であったというところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 今、後方確認が不十分であったってということなんですけど、本来はいつもやったらその駐車場に止めるのに門扉が開いているんですかね。たまたまそのときに閉まってたから勢いよく行ってしまったということですか。56万の金額っていうのはアコーディオンカーテンを全部さらにせなあかんような値段やと思うんですけど、その辺どうですか。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。ただいま議員がおっしゃいました件なんですけど、駐車場にバックして駐車しようとした際にハンドルを切るのが少し遅れたような状況でございます。先ほども申されたように金額についてはアコーディオン門扉を一式取り替えるということございまして、少し高額な賠償額になっているところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 総務課長、門扉が閉まっていたのかどうかという問いがあったと思うんですけれども。

井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 申し訳ございません。門扉は閉じた状況であったということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。令和5年度の事故でこれ多分2件目になるのかな。やはり一遍前回岩屋であった事故の後ということで、安全運転管理のほうはどのような指導をされてたのかちょっと教えていただけますか。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。病院では

病院の公用車が7台とケアステが4台、それと訪問看護16台保有をしております。私が安全運転管理者を務めて、訪問看護ステーションの管理者、師長が副管理者を務めております。その職員への指導は副管理者である管理者からしたところでございます。

先ほど申されたように、病院のほうでは賠償金に係る事故については令和5年度2件発生しております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。警戒というよりもやっぱり事故を減らすこと、ないようにせなあかん話なんで、やはり安全運転管理の今当然指導が出てくると思うんですけども、その状況をどう捉えているのかと聞いたんで、途中の経過ではなしに実際どうされたのかいうことを教えていただきたいんです。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。本件の事故につきましては、先ほど申し上げたように副管理者である訪問看護ステーションの管理者のほうから指導を行ったところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） その指導の具体的な内容というのは。

井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 申し訳ございません。病院総務課の井上でございます。病院で雇用している専ら運転業務に従事している職員につきましては、昨年10月に福崎町にございます福崎インター自動車学校において講習を受けさせて、今後も年1回講習を受けさせることにしております。そのほかの職員につきましては、令和4年の10月から職員には公用車を使用する前にアルコールチェックを受けさせておりまして、安全運転への意識づけを行っているところです。研修につきましては数年前に警察署からお借りしたDVDの視聴による研修を実施して以来、ここ何年間かは実施できておりませんので、今後この件も含めまして計画的に研修も実施してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに。

7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。今の同じことなんですけども、その車両に乗っていたのは職員何名ですか。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。訪問看護ステーションの職員1名でございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。そしたら、もう運転手兼その介護する人が1人だけということですか。運転、全部兼ねてそれはワンマンで動いてるわけですか。

ね。分かりました。

○議長（小寺 俊輔君） 井上課長、一応きちんと答弁をしていただきたいのですが。
井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。訪問看護ステーションの職員は1名で運転をして患者さんの自宅に向かっております。看護師1名であったりリハビリ職員1名であったりという状況でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。
8番、藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。最近の事故の報告、自己責任100%が多い。前回もあったのが100%です。保険対応ということで、やはり考えが甘いというか指導ができてない。前回もどういう指導をしとんですかと言ったときに、総務課長しっかり指導しておりますと答えられましたけれど、また再度同じようなことが起きるといことは、本当にしっかり指導していかなければいけないのに、口頭だけの指導であって、実際現実が伴ってない。これはどういう指導されとんですか、疑いたく思います。どうですか。

○議長（小寺 俊輔君） 全体のことなので、平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。議員の御指摘につきましては、真摯に受け止めていきたいというふうに考えております。役場全体としましても、先ほど病院の総務課長からありましたように必ず運転する前には一声かけて、そして職員の皆さんには安全運転に気をつけていただくというふうな指導もしておりますので、その辺については今後も徹底をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 病院総務課長、病院側からも何かありますか。
井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。今、平岡総務課長が申しましたとおり、病院におきましてもアルコールチェックもきちんとしておりますし、毎日運転に出る前に一声かけて安全運転を心がけるように今後も推進をしてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。
ほかに質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。各議員が言われたことと同様なんですけども、私も訪問看護の方々の仕事のされ方というのは、もうよく体験もしていますので分かるんですけども、実際一日のスケジュール組んで何時にはどのお宅、何時にはどのお宅。そう言いながら前のお宅で時間を取ることもあるやろしということで、そのスケ

ジュールがやっぱり少し過密、過密という言葉が悪いかどうか分かれへんけども、もう少し余裕を持って、余裕を持つとやはり仕事っていうのは停滞をするのかもしれませんが、約束した時間というそういう意識いうのはやっぱり職員の方にもあるんと違うかなと思うんです。そういう意味で、少しその仕事の仕方の見直しも含めて、安全運転管理をもう少し徹底してほしいなと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。訪問看護ステーションにつきましては、一日に午前中に4件であったり5件であったり、また昼からも4件、5件というところで、職員のスケジュールがずっと決まってるような状況でございます。そのような中で、今、議員がおっしゃったように少し心に余裕がないところがあるのではないかとこのところでございます。その部分につきましては持ち帰りまして、訪問看護ステーションのほうにまず安全運転に注意、全力を注いでほしいというところも含めて指導をしてまいりたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

報告第2号は以上のとおりでございます。御了承願ひします。

日程第4 第53号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第4、第53号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第53号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例の一部を改正する条例）でございます。

改正の理由は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和6年3月30日にそれぞれ公布され、一部を除き令和6年4月1日から施行されることに伴いまして、神河町税条例の一部を改正する条例を令和6年3月31日付で専決処分したものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

藤原税務課長。

○税務課長（藤原 一宏君） 税務課の藤原でございます。それでは、第53号議案について詳細説明を申し上げます。

タブレットの36ページ、参考資料を御覧ください。条順に改正項目を分け、色づけをしております。

改正内容としましては37ページの下段でございますが、白色の職権による減免を可能とするものから私立学校法の改正に係るもの、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に関するもの、固定資産税のわがまち特例に関するもの、認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額規定に関するもの、固定資産税の土地に係る特例措置に関するもの、能登半島地震改正法に係るものまで7項目でございます。

それでは、新旧対照表により説明をいたしますので、12ページをお願いいたします。

第51条、13ページの第71条、第139条の3、各第2項に職権による減免を可能とする規定を追加しております。

戻りまして、12ページをお願いします。第56条は私立学校法第64条第4項の規定が第152条第5項に移行したため、法改正に合わせた改正となっております。

次に、14ページをお願いします。附則第5条の2は、令和6年能登半島地震により住宅や家財、事業用資産等に生じた損失金額について、令和6年度分の個人住民税において雑損控除の適用対象とすることができる特例を新設したものでございます。あわせて、附則第6条は条ずれによる改正となっております。

次に、15ページをお願いします。附則第7条の5から18ページの附則第7条の7までは、令和6年度分の個人住民税の定額減税実施に伴う各規定の新設でございます。

38ページの国が作成しましたリーフレットを御覧ください。減税額につきましては所得要件等がございますが、納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき1万円を乗じた金額を個人住民税の所得割額から控除するものでございます。徴収の方法につきましては、中ほどに示されているとおりでございます。

戻りまして、23ページの新旧対照表をお願いします。附則第7条の8は、先ほどの定額減税に関連し納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円を超え、かつ配偶者の合計所得金額が48万円以下の方については、令和7年度分の所得割額から1万円を控除する規定の新設となっております。

また附則第8条、31ページの附則第16条の3第3項から34ページの附則第20条の3第5項までについては、特別税額控除の対象となる所得割額についての読替規定をそれぞれ新設したものでございます。

戻りまして、24ページをお願いいたします。附則第10条の2は、固定資産税の課税標準の特例措置に係るわがまち特例の規定の新設と項ずれによる改正となっております。規定の新設は第14項と第24項でございます。第14項は再生可能エネルギー

発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について課税標準の特例措置の割合を7分の6とするもの、また第24項は居心地がよく歩きたくなるまちなか創出のための課税標準の特例措置の割合を2分の1とする規定の新設でございます。

次に、25ページをお願いします。附則第10条の3第3項は、新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり減額措置の要件に該当すると認められるときは、区分所有者からの提出がなくても当該減額措置は適用できるとの規定の新設でございます。あわせて、項ずれによる改正も行っております。

次に、27ページをお願いします。附則第11条から31ページの附則第15条までは、令和6年度の固定資産評価替えに伴い土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和6年度から令和8年度までの間、現行の仕組みを継続する改正でございます。

以上が改正内容となります。

なお、この条例は一部を除き令和6年4月1日から施行するものですが、各条文の施行期日は附則において定めているところでございます。

以上、第53号議案の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。定額減税と能登半島と評価替えに係る分については分かりました。ほかの改正の部分で、もっと分かりやすく説明していただけますか。聞いてって何か分からないんで、何のために改正されるのかももっと分かりやすく説明していただけないでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原税務課長。

○税務課長（藤原 一宏君） 税務課の藤原でございます。それでは、藤原議員の御質問にお答えをさせていただきます。

参考資料の36ページをお願いいたします。このたびの条例の一部改正でございますが、基本的には上位法の改正による改正となっております。その中で36ページですが、このような形で新旧対照表に上がっております各条を示させていただいております。白抜きのものにつきましては先ほど申し上げた職権による減免を可能とする規定というところでございまして、新たにこういった規定を追加しているものでございます。

そうしまして、次、56条については法律の改正に合わせた改正というところで、改正の概要につきましては右側の列のほうに簡単にですが記載をさせていただいておりますのでこちらを御覧いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 税務課長、藤原議員は例えば51条の職権による減免を可能と

する規定の追加をなぜその追加をされたのかというそのいわゆる追加の背景、そういったところの説明をしてくれということなので。

藤原税務課長。

○税務課長（藤原 一宏君） 税務課、藤原でございます。先ほど申し上げましたとおり、本条例の一部改正につきましては地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令に基づきましてそれぞれ改正をしたものでございます。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原課長、よろしいですか。36ページの表、36、37やね、右側の改正の概要のところいわゆる法改正に合わせて改正って書いてある部分と、そこに書いてない部分があると思うんです。これはもう全てがいわゆる上位法の改正による改正で理解してよろしいんですか。

○税務課長（藤原 一宏君） そのとおりでございます。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。いわゆる誰が恩恵を受けるのか。例えば、エネルギー関係でしたら子育て支援のためにこの方にこの制度が適用されるだとかちょっと言うてもらわないと、今の説明では誰が恩恵を受ける制度なのか、どういう目的に改正されるものかちょっと分からないので、その内容を教えてくださいと言うんですけども。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原税務課長。

○税務課長（藤原 一宏君） 税務課の藤原でございます。失礼をいたしました。

そうしましたら少し詳しく御説明をさせていただきますが、先ほど申し上げた白抜き部分については、基本的には町税の減免を普通は申請者の方から届出をいただいてこちらが減免をするものでございますが、あらかじめもう減免できると分かっているものにつきましては、職権によってこちらが判断をして減免をできるという規定でございます。

それから、第56条につきましては、私立学校法の改正による改正で条が変わったから、こちらの例規のほうも変えたというものでございます。

令和6年の能登半島地震災害に係る雑損控除につきましては、令和7年度の個人住民税から本来は雑損控除をするべきところを、令和6年度の住民税の申告から雑損控除の適用ができるというものでございまして、当町におきましては該当はございません。

それから、黄色の個人住民税の定額減税に関するものですが、これにつきましては納税者、それから控除対象配偶者、扶養親族の方1人につき1万円の減税をするというものでございまして、間もなく納税通知書が御自宅のほうには届くと思うんですけども、その中に定額減税の控除額、控除していない額がこれだけありますというようなことで知っていただくことが可能となっております。これにつきましては1万円の先ほどの人数分でございますので、お一人でしたら1万円が従来の住民税から減額になるというも

のでございます。

それから、附則第10条の2ですが、これにつきましてはこれも上位法の改正に合わせての改正になりますけども、いわゆる再生可能エネルギーとかそういっただけではないのですが、この法附則第15条に定めてありますわがまち特例というものなんですが、これにつきましては地方税法の定める範囲内で地方団体が特例措置の内容や割合、期間を条例上で定める仕組みになってございます。上位法で何々について何々の基準を参酌して、特例割合を何々から何々までの範囲で行うというようなことがございまして、このたびは特定のバイオマス発電設備と町なか創出に係る分について、上位法の参酌基準を適用しております。

このわがまち特例なんですが、非常に分かりにくい仕組みでございまして、これは主に企業さんがこういった設備を取得したので固定資産税の課税の割合を幾らかは、これはもうこの条例によって決まっておりますが、幾らかにするというものでございまして、現在令和6年度なんですが、1件、地方税法の附則第15条の第2項の第1号という規定があるんですが、こちらに該当する企業さんが1社、このわがまち特例の適用を受けておられるところでございます。

それから、第10条の3でございまして、これにつきましても本来であれば新築住宅を取得された際に固定資産税が3年間、条件がありますけども減額される措置があります。その場合、3年、5年あるんですが、分譲マンション、その方一人一人が新築の減額の申告をしなくても、そのマンションの管理組合の管理者からそれが出てくれば、それをそのまま全ての住居者に適用しますというような規定でございまして。

それから、附則の第11条から第13条につきましては、固定資産税の負担調整措置になっております。これにつきましても少し御説明が長くなりますが、令和9年度の評価替え以降に課税の公平の観点から、地域や土地のばらつきのある負担水準を均衡化させることを重視した税負担の調整措置というのが講じられております。宅地については、負担水準の高い土地については税負担を引き下げる、または据え置きます。負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上げていきますというようなことで、こういった仕組みが導入をされてございまして、これに係る年度の更新ということで令和6年度評価替えにおいても、この令和9年度の仕組みをそのまま継続をしていって、税負担の公平、均衡化を図ろうというものでございます。

それから、附則の第16条の3第3項から附則の第20条の3第2項第5号までにつきましては、これにつきましては定額減税の各所得に対する読替規定となっております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。もうこれ最後なんでもお願いなんですけど、税関係、町民の方は一番興味があります。当然これもテレビ放映されてますんで聞いておられると思いますけども、その町民の方に分かるような説明のやり方、資料の在

り方をしてほしいんです。ただこれ書かれても多分ほとんど分からないと思いますので、もうちょっと分かりやすいことを考えてもうて、伝わる説明のやり方でしていただけないでしょうか。これお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原税務課長。

○税務課長（藤原 一宏君） 税務課、藤原でございます。御指摘ありがとうございます。ちょうど令和6年度の個人住民税の特別徴収者の方については5月の連休明け、それから6月に入りまして個人住民税の普通徴収の方につきましては納税通知書をお送りするようになります。その中で、一定38ページのような総務省が作りましてリーフレットもございますので、こういったことも活用しながら実際に自分がどれだけ減税をされているのかというのが分かるような形で、お知らせをしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。私も住民の方へのお知らせというか、その部分で質問というかお願いなんですけども、私自身も個人住民税の年金所得があらからの個人住民税の課税の状況を見ると、本当に自分でも理解するのに難しかったですね。給与所得に係る部分については特別徴収なり普通徴収される。ですけども、それ以外の年金所得に関する部分については年金から特徴されるという。この場合に、そうすると給与所得とか年金所得両方ある方については、これどちらを優先して減税がされるのかっていうのも、今の段階ではちょっと私もこの読み込んでないので分からないんですけども、そういったことも含めて今の住民税の課税の方、特に年金、給与以外の所得のある方、年金もらえてるだけやたらいいんですけども、給与と年金両方ある方については本当に課税の状況が分かりにくいという状況があります。それはそもそもの税法ですので仕方ないんですけども、今回の定額減税がどちらを優先して減税されるのか。そういうことも含めて住民の方々、納税者の方に十分に分かりやすい説明をお願いしたいなと思っておりますけども、よろしく申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原税務課長。

○税務課長（藤原 一宏君） 税務課、藤原でございます。先ほどの澤田議員、それから藤原議員の御指摘も含めて、住民の方にとって分かりやすいような形でできるだけ周知させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第53号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第53号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5 第54号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第5、第54号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第54号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）でございます。

改正の理由は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税法の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴いまして、神河町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を令和6年3月31日付で専決処分したものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

藤原税務課長。

○税務課長（藤原 一宏君） 税務課、藤原でございます。それでは、54号議案の詳細説明を申し上げます。

新旧対照表により説明をいたしますので、42ページをお願いいたします。第2条第1項でございますが、省令の一部改正に合わせ課税免除となる対象設備の取得期限を令和6年3月31日から令和9年3月31日まで3年延長する改正でございます。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

以上で54号議案の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第54号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第54号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6 第55号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第6、第55号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町手数料条例の一部を改正する条例）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第55号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町手数料条例の一部を改正する条例）でございます。

改正の理由は、令和6年4月1日施行の国の介護報酬改定により、介護予防支援費及び第1号介護予防支援費がそれぞれ改定されたことに伴いまして、神河町手数料条例の一部を改正する条例を令和6年3月31日付で専決処分したものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては健康福祉課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。第55号議案について説明をいたします。

それでは、47ページの新旧対照表を御覧ください。町長が説明しましたとおり、令和6年度の国の介護報酬改定により介護予防支援費と第1号介護予防支援費が改定されました。この介護予防支援費、第1号介護予防支援費とは要支援1・2の方及び総合事業の事業対象者に対するケアプラン作成費のことであり、一月当たり4,380円を4,420円に改定をいたしました。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。介護報酬の改定、厚労省のほうも出してますんでたくさん出てます。取りあえず今はケアプランの関係でこの部分だけと思うんですけども、ほかにたしかかなり変わっていたと思うんですけど、それはまた改めて別で改正されるというような形で理解していいんでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。そのほかの件につきましても改定はされておまして、報酬改定は平均で1.59%となっておりますが、条例改正につきましてはこの手数料条例の分だけになります。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。1点教えてください。この国の改定があってそれに基づいてということで、改定の施行日は4月1日ということで理解をしとるんですけども、実際にこの改定がいつどの時点で行われて、市町にはいつ付で通知があったのか、市町が認識をした期日を教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。介護保険の手数料条例に関する分につきましては、厚生労働省から告示がされましたのが令和6年3月15日でございます。県のほうから通達がございましたのが土日を挟みまして月曜日、3月の18日に役場、健康福祉課のほうに通達が来ております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 事務的には日程的には3月の定例会中にそういう通知があって、改定が必要やということが分かったわけですね。最終日に一般会計の補正の追加の提案もあったわけですから、最終日までにこの提案が間に合わなかったのか。専決にされた理由、なぜ最終日までに提案できなかったのか、それを教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。通達が来ましたのが18日で、たしか3月の議会の最終日が22日ということで、時間的にそこから決裁上げてまた準備というところでは言いますと、最終日に間に合わずに専決処分をさせていただいたところがございます。よろしく申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第55号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第55号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7 第56号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第7、第56号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第56号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でございます。

改正の理由は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され令和6年4月1日から施行されることに伴いまして、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を令和6年3月31日付で専決処分したものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

藤原税務課長。

○税務課長（藤原 一宏君） 税務課の藤原でございます。それでは、第56号議案の詳細説明を申し上げます。

新旧対照表は51ページでございますが、改正の内容としまして国民健康保険税については厚生労働省による医療保険制度改革骨子により被用者保険の仕組みとのバランスを考慮しつつ段階的に引き上げるとされたことを踏まえ、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性を図るため課税限度額が引上げとなります。

また、同時に国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定基準について、消費者物価などの経済動向等を踏まえ軽減判定所得の見直しを行います。

以上、2点が主な改正となります。

それでは、新旧対照表により御説明をいたします。

第2条第3項につきまして、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が22万円から24万円に引上げとなっております。

次に、第21条につきましては低所得世帯の減額措置に係る軽減判定所得についての見直しでございます。被保険者及び特定同一世帯所属者の人数に乗じる所得額の変更でございます。52ページの同条第2号中の5割軽減世帯につきましては29万円から29万5,000円に、3号中、2割軽減世帯につきましては53万5,000円から54万5,000円に引き上げるものでございます。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行し、改定後の規定につきましては令和6年度からの年度分に適用いたします。

以上、第56号議案の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第56号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第56号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第8 第57号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第8、第57号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和5年度神河町一般会計補正予算（第11号））を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第57号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和5年度神河町一般会計補正予算（第11号））でございます。

令和6年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本議案は、補正予算（第10号）以降補正要因の生じたものについて専決いたしました

た。

内容は歳入の補正のみで、補正予算の主なものは地方譲与税、税交付金、特別交付税をはじめとして額の確定によりそれぞれ増減いたしております。また、今回の補正の財源調整のため、財政調整基金繰入金を減額しております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億6,806万4,000円としたものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。まず、詳細説明に入ります前に少しおわびとお願いを申し上げたいというふうに思います。

タブレットのほうに56ページには議案書、そして57ページには専決処分書をつけております。ですが、同じものが58ページ、59ページに重なってついてございます。大変確認不足で御迷惑をおかけしますが、大変申し訳ありませんがよろしくお願いをしたいと思っております。

なお、これから説明します詳細説明につきましてはページについてはそのまま説明をさせていただきますので、御了承のほどよろしくお願いしたいと思います。

それでは、第57号議案の詳細につきまして御説明を申し上げます。

事項別明細書で御説明をいたします。66ページになります。よろしくお願いをいたします。

2の歳入でございます。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税でございますが、69万6,000円の減額でございます。揮発油税収入の全額が都道府県、市町村に譲与されるものでございますが、42%が市町村道の延長面積で案分され交付をされてございます。確定額を申し上げます。1,740万4,000円でございます。

続いて、2項の自動車重量譲与税でございます。256万8,000円の増額でございます。自動車の検査証の交付時に自動車の重量により課税がされてございます。自動車重量税収入額の1000分の407が市町村に交付されてございます。確定額を申し上げます。5,246万8,000円でございます。

続きまして、3項の森林環境譲与税です。4万6,000円の減額になります。森林環境税が創設されます令和6年度までの間、その収入額に相当する金額が交付をされてございます。確定額を申し上げます。5,095万4,000円でございます。

続きまして、3款のほうに移ります。利子割交付金です。36万2,000円の減額になります。預貯金の利子5%分が県民税利子割として課税をされております。その収納

額から事務費等相当分を控除した残りの5分の3が市町の県民税の割合に応じて交付をされるというものでございます。確定額を申し上げます。63万8,000円でございます。

続いて、4款の配当割交付金です。89万7,000円の減額となります。続きまして5款の株式等譲渡所得割交付金でございますが、44万円の増額となります。ともに上場株式の配当及び譲渡益に対しましてそれぞれ5%分が県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割として課税をされているものでございます。市町への交付割合は利子割交付金と同様でございます。確定額を申し上げます。まず配当割交付金ですが、1,170万3,000円となります。続いて株式等譲渡所得割交付金ですが、1,244万円でございます。

続いて6款です。ゴルフ場利用税交付金です。39万3,000円の減額となります。ゴルフ場の利用税として県民税が課税をされておりますが、その10分の7に相当する額が町村に交付をされてございます。確定額を申し上げます。940万7,000円でございます。

続いて、次のページのほうをお願いいたします。67ページです。7款の法人事業税交付金です。398万8,000円の増額となります。法人事業税額の7.7%に相当する額が市町村に交付をされてございます。確定額を申し上げます。1,708万8,000円でございます。

続きまして8款です。地方消費税交付金です。494万1,000円の減額でございます。標準税率10%、軽減税率8%のうち地方消費税の2分の1が人口等により市町村に交付をされてございます。確定額ですが、地方消費税交付金従来分、これが1億595万5,000円ということです。それから社会保障財源交付金分、引上げ分になりますが、これが1億3,610万4,000円でございます。

続いて、9款環境性能割交付金です。334万5,000円の増額で自動車の取得時に県税として課税をされてございます。収入額の95%のうち、47%相当額が市町の道路の延長面積で交付をされるものでございます。確定額を申し上げます。1,374万5,000円でございます。

続きまして、10款地方特例交付金でございます。住宅借入金特別税額控除減収補填特例交付金でございます。20万6,000円の減額でございます。個人住民税におけます住宅借入金等の特別控除、いわゆる住宅ローン控除の減収分を補填をするものでございます。確定額につきましては629万4,000円でございます。

続きまして2項ですが、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金です。434万7,000円の増額でございます。地方税法の附則の規定によります課税標準の特例によりまして、都道府県及び町村の固定資産税及び都市計画税が減少する場合に当該減少額が補填されるものでございます。確定額は補正額と同額となりますが、434万7,000円でございます。

続いて、11款の地方交付税でございます。地方交付税につきましては、1億1,65

6万5,000円の増額となります。これにつきましては、特別交付税で普通交付税では捕捉されません特別の財政事情に対して交付をされるものでございますが、交付額につきまして申し上げますと6億1,656万5,000円でございます。これに普通交付税の31億5,494万1,000円と合わせまして地方交付税の総額ですが、37億7,150万6,000円となります。

少し詳細を申し上げます。令和5年の特別交付税なんですが、昨年度と比較をいたしますと93万円の減額でございますが、これはほぼ同額の交付額となっております。御承知のとおり石川県の能登半島地震という大規模災害が発生した背景等を踏まえた中で、国、県において神河町の様々な取組が評価されたものというふうに捉えてございます。当町としては、この普通交付税で捕捉されない主な財政需要というところで、愛瓢会に対します皇室からのお成りに対する経費、また地籍調査、統合後の水道建設改良費の増額、さらに病院運営・経営改善の取組や兵庫県と連携した新型コロナウイルス感染症対策などの取組が反映されているというふうに分析をいたしてございます。

次の12款のほうに移ります。交通安全対策特別交付金ですが、32万6,000円の減額でございます。道路交通法に定めます交通違反の反則金を原資としておりますが、市町村の交通事故件数により交付がされてございます。確定額につきましては167万4,000円でございます。

続いて次のページ、68ページになります。16款県支出金、2項の県補助金、1目総務費県補助金ですが467万8,000円の減額で、市町振興支援交付金の確定によるもので、確定額につきましては669万2,000円。充当しております事業は路線バスの運行に係る経費77万円、それからコミバスの運行経費で592万2,000円でございます。

続いて4目の農林業費県補助金ですが、21万1,000円の減額で、同じく市町振興支援交付金の確定によるものでございます。確定額は59万2,000円、充当する事業は鹿、イノシシ等の捕獲、猿の監視及び捕獲等の有害鳥獣対策に係る経費でございます。なおこの交付金なんですが、取扱いとしては一般財源という取扱いになってございます。

続いて、19款繰入金、2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金ですが、1億1,883万円の減額でございます。今般の補正の財源調整のため、減額をするものでございます。補正後の残高見込みを申し上げます。18億2,314万3,000円でございます。

続いて、21款諸収入、5項の雑入です。市町村振興交付金です。42万2,000円の減額で、市町村の振興のため市町村振興宝くじの収益金が交付されるものでございますが、これも額の確定により減額をするものでございます。少し確定額のほうを申し上げます。まず市町振興宝くじ、ハロウィンジャンボ交付金、これが418万5,000円、続いてサマージャンボの交付金ですが471万8,000円、それから市町支援事業分ということの交付金ですが442万5,000円、最後に社会貢献事業分の交付金が583万4,000円でございます。なお少し社会貢献分が増えてますが、これにつきましては

このうちにデマンド車両の整備に係るものが580万円交付されてるということでございます。この交付金につきましても、取扱いは一般財源の取扱いということになってございます。

最後になりますが、23款の自動車取得税交付金でございます。75万5,000円の増額でございます。日野自動車株式会社による平成28年排出ガス適合車におきまして、排出ガス燃料性の試験における不正行為に伴い県税である自動車取得税の過年度追加納付が発生したことによるものです。県が市町村へ交付します自動車取得税交付金の追加の交付が発生したことによるものでございます。これにつきましては、昨年度も追加徴収があったということでございます。引き続きというふうなことになります。

以上で詳細説明のほうを終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開を10時40分とします。

午前10時18分休憩

午前10時40分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

それでは、第57号議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。1点だけ教えてください。地方交付税で特別交付税の分は6億1,600万円やって、77万円ほど能登半島地震で多分減ったというような話あったと思います。ちょっと県下の全体の状況なんですけど、県下全体でどのくらい逆に減ってきて、例えば市のほうは減らされずに町だけ減らされてるのか。その辺りもし県全体の動きの中で神河町の扱われてる内容、もし分かれば教えていただけませんか。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。特別交付税、少し大きな震災があったということで、当然これ以上の特殊な事情はないので相対的にそちらのほうに特別交付税が措置される。これは当然だというふうに捉えています。

今、県下の状況、当然にそういったところの背景がありますので、相対的にはそういった影響も受けてるというふうに思っております。

ただ、詳しいところどういところで県下の都市部、それから町、そこら辺の部分がどういった配分になってるかということについては明確には私には分かりません。ですが、少し当町だけを見ますとそういう背景の中であっても昨年とほぼ同様というところで、普通交付税に措置されていない財源というところではやはりそれなりなところで評

働かされてるのかなというふうに捉えてございます。

そういうことで大変申し訳ないんですけども、その県下の状況、どういったことになってるかというところについては、そういったところについては少し申し上げられないということで御理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第57号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第57号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第9 第58号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第9、第58号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和5年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号））を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第58号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和5年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号））でございます。

令和6年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本議案は、補正予算（第1号）以降補正要因の生じたものについて専決いたしました。

補正の内容は、繰越明許費として残土砂等処分地整備事業1,652万3,000円を繰り越したものでございます。繰越しの理由は、水路の施工において不測の日数を要し年度内完了が困難になったものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

長井住民生活課長。

○住民生活課長（長井 千晴君） 住民生活課、長井でございます。第58号議案の詳細説明を申し上げます。

それでは73ページ、第1表、繰越明許費を御覧ください。1款産業廃棄物処理事業費、1項産業廃棄物処理事業費、残土砂等処分地整備事業1,652万3,000円の繰越しになります。これは処分地の水路の施工において床掘りの際、水路の設置位置に支障がある巨石等多くの石が混ざっており、これらの除去、積込み、運搬に不測の日数を要したのと、3月に雨、雪などの悪天候が続き年度内完了が困難になったものでございます。

工事の進捗状況につきましては毎週現場確認し、2月にも4回確認した時点で工期内に完成するとの報告があり、さらに3月6日に現場確認した際にも現場から工期に間に合わないとの報告はなかったため、3月補正には至りませんでした。しかし、予期せぬ巨石等の除去に日数を要したり悪天候の影響により工程の遅延が発生したことで、年度内完了が困難となり繰越しを決定しました。

また、残工事につきましては、U字側溝、保護コンクリート等の工事費が高いため繰越額が多くなっておりますが、工事内容につきましてはこれら二次製品を入れるだけであることと、工事箇所が比較的進捗がはかどる場所が残っております。

なお、この工事につきましては令和6年5月10日までの変更契約をいたしました、4月30日に工事は全て完了しております。

以上、第58号議案の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。今の専決処分なんですけども、令和5年度の当初予算で産業廃棄物処分地整備工事請負費5,000万円の予算でございます。そして令和5年8月の25日に工事費3,925万9,000円が入札され、工期は6年の3月25日ということでございます。そういった中で、それを令和6年の1月19日、先ほども説明がございましたように工事費4,739万3,500円に変更契約をされております。

そこで質問なんですけれども、1点目、工期はという質問なんですけども、先ほど工期は4月の言われてましたけど、再度工期をお願いしたいと思います。

そして2点目につきましては、変更契約をしなければならない内容とはどんなことだったのかということでございます。

そして3点目、2月9日、民生福祉常任委員会が開催されております。その時点で、

その出来形は何%であったのかお聞きいたします。

そして、4点目につきましては3月の29日16時30分、議長、担当委員長に副町長、住民生活課長から面談の申入れがありました。その時点での出来形は57.88%で年度内完了は厳しく、専決処分をさせてほしい内容であったと聞いております。議長、委員長は年度内の報告であり、渋々了承されたと我々は聞いております。3月29日は金曜日です。あと2日、30日と31日があるんですけども、当然土曜日、日曜日ということで年度内の、当然役場は閉庁の日でございます。そうすると、年度内までたったの45分しかないわけですね。その時点で専決処分をさせてくれ、しますという報告はいかがなものか。なぜここまで遅らさないけなかったのか。その辺のところを詳しく説明していただきたいと思っております。

この4点、よろしく申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。まず工期に関しましては、先ほども説明がありましたように当初は3月25日というような工期で進めておりましたけれども、3月6日の時点で少し天候等の状況が悪いというような予想がございましたので、その時点で少し工期を延ばさせていただきたいというようなことございましたので、一応その時点で3月31日に延期するというようにしてございます。その後ですけども、先ほど申し上げましたように専決ということで年度内に完成しないというところで業者と再度協議した結果、5月10日までということで業者と最終確認をさせていただいたということで、工期につきましては5月10日というような形になってございます。

変更の内容につきましては、この1月時点での変更の内容ということかなと思うんですけども、これにつきましては令和6年度に実施するということではございましたけれども、できるだけ進捗を上げるということを経元のほうからも御要望がありましたので、その時点では実施できるということで水路の工事を追加というような形をさせていただいております。

2月9日の民生福祉常任委員会の時点での進捗率ということでございますけれども、ちょっと今その時点での進捗という部分については手元に資料がございませんのでお答えすることができません。申し訳ございません。

3月29日での議長への専決の申入れということでございます。最終的にこの現場の進捗状況によって実施が困難であるというようなことにつきましては、工期につきましては3月31日までというような形になっておるわけなんですけども、それまでの間で状況により業者とも何度も打合せをする中で最終的にじゃいつまで工期を延ばせば実施できるのかなというところとかいろいろと打合せをする中で、3月29日というような形で大変もう際になっての申入れということになってしまいました。大変申し訳ないと思っております。

経緯としましては以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 安部です。1点目の工期につきましては5月10日というところでございますけれども、工事はもう済んでおるといような話も聞きました。

この変更契約ということで質問したんですけれども、なぜ当初の設計の段階で分からなかったかということです。これは今水路の改良というようなことを言われましたけれども、私たちはちょっと確認したんは仕上げ工事に伴う林道の棚上げ部分の路床改良というような説明を受けております。それがなぜ水路の改修になったのか、この辺のところちょっと分からないところでございます。

それと、2月9日に民生福祉常任委員会が開催されております。そのときの出来形が何%だったかということも今の説明はなかったと思うんです。それも再度確認したいと思います。これ私、3回しか質問する機会がないんで適当に答えるんじゃなしに、私の質問した部分をしっかりと答えていただきたいなというふうに思います。

それから3月29日、床掘り工事で巨石の除去に時間がかかったというようなことも聞いておるんですけども、この時点でもう2月の時点でこれが出たということは分かっていますから、やはりもう少し早くその業者さんが間に合う間に合わんじゃなしに、やっぱり確認した上で繰越明許の手続を早くするというのをやっぱりやっていただかなきゃならないというふうに私は思っているんです。当然3月の定例会も長い期間持っておりますんで、その期間にでも当然出せると思いますんで、その辺のそこはいかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。少しちょっと変更契約の内容、また進捗に関しましては少しお時間をいただきたいと思えます。

巨石に関しては、水路の床掘りの状況により出ていたということは事実でございます。その結果ということで、遅延の理由としてはそういうこともあったということで御理解いただきたいというところなんですけれども、専決の判断といいますか年度内に完了するかしないかという判断が少し遅れてるということでこういった事態に至ってるわけなんですけれども、先ほど申し上げましたように業者と担当のほうとも十分協議して何度も現場を確認して現場のほうの状況を見ましたら、年度内にはできるというような担当者の判断はございました。業者のほうもそういったことを確認した上で、年度内完了ということで進めさせていただくということでそういった申出もありましたので、現場のほうもできる、こちらもできるという判断、最終的にできなかったということなんですけれども、その時点ではそういった判断の中での現場の進捗管理もきちんとした上での状況であったということでございます。そういった中でのこういった事態になったということで、大変こちらとしまして最終的には申し訳ないというところなんですけれども、十分協議は踏まえた上でということで御理解いただきたいというふうに思っております。以

上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。今、何点か御質問いただいて、正確にいうか知ってる範囲の中で手元の情報の中で答えられるだけ答えようと思うんですが、まず1点目の変更内容のところですか。変更契約、私の手元で今持っている資料によりますと、変更内容、数量につきましては土工は一式ということでまとめてますけれども、植生工、今御質問の中にありましたが、それが7,400平方メートルあります。それに加えましてプレキャスト、U字溝の側溝ですが261メートル増ということでありまして。あとそれに加えてコンクリート打設等ということで、大きなところは今安部議員御質問の中にありました植生ということが主な変更点というふうな報告をさせていただいているのではないかなというふうに思っております。

あと、2月開催の民生福祉常任委員会での出来形なんですが、井出のほうから今お話ししたように恐らく2月の常任委員会の段階で出来形は取っていなかったかなと思うんです。完成するであろうということ为前提で工事は進んでいたと思われまので、その常任委員会でのざっくりした何%というのはもしかしたらあったかもしれませんが、正確な出来形ということでは現場での数量等の把握はできていないかなというふうに思っております。

最後の議長、民生福祉常任委員長への報告が本当にもう金曜日、あと45分でその日が終わってしまうというふうなタイミングになったことに関してなんですが、これは本当に申し訳ないと思うんですが、現場でのやり取りに関してはできるということ为前提です。いよいよという段階になって現場を見るとできていないということです。その少し数量的な部分も整理した上で議長、委員長にお知らせする必要があります。その日のうちに声をかけるということをやったんですけれども、ある程度ペーパーに数量等を落とした上で報告ということになりましたので、時間ぎりぎりということになって申し訳なかったと思っております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 今、副町長からもそれなりの説明いただいたんですけども、2月9日の民生福祉常任委員会での出来形はこのタブレットにも資料に載っています。これはこのときに35.44%です。いうことはこの時点で35.44%いうことは、恐らく工事が終わらないんじゃないかと想定はできると思うんです。なのにその説明も何もなく、3月の29日まで延ばされたということが私たちにはちょっと納得がいかなるところなんです。当然当初予算で組まれた分でありまして、進捗はしっかりと管理していくのが職員の皆さんの仕事だと思うんです。

ここで一つ会計管理者にもちょっとお聞きするんですけども、会計管理者のほうは当然工事の完了検査等もされると思うんです。そしていろいろ当初予算で組んだ、そして入札があったときにいついつが工事の最終日やということも含めて当然支払い義務があ

ります。会計検査もしないかと思いますが。そういったことで、当然頭の中にこの事案はいついつの工期やから、いついつの時分に会計検査をせなあかんというような計画も若干あるんじゃないかと思うんですけども、そこら辺のどこを会計管理者のほうはどういうふうに思っておられるか。遅れた原因は、済んだでええわというんじゃないしに、やはりこれ大事なことだと思うんで、やっぱり工事終わったら支払い義務がありますんで、当然支払う。そのためにはやっぱり会計管理者のほうも掌握されているんでないかと。この辺のどこをお聞きしたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 北川会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（北川 由美君） 会計課、北川でございます。私のほうでは毎月収支の見込みをいただいてまして、資金が不足するようであればお金を借りる準備をするといったようなことをしております。この工事に関しましては支払いの予定も聞いておりましたが、繰越しをするということで部分払いに変更しまして、支払いのほうをさせていただいたところです。

工事の検査につきましても、大体工期のほう、負担行為書回ってきますので、私のほうでも大体把握はしているところですけども、今回は遅れるということで担当のほうから聞いておるところでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 会計管理者のほうでいわゆる入札とか打たれて、今回の件でしたら3月25日ですか、工期がっていうふうに入札を打たれているわけで、そしたらその時点で支払いがこの辺で発生するから、大体この辺で工事は完了するだろうなっていう漠然と頭の中で想定されるとか、そういったことはふだんは特にはされずに、担当課から一月前の進捗状況の報告とか収支計画ですかね、そういったところで初めて把握されるっていう理解でよろしいですかね。

北川会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（北川 由美君） 会計課、北川です。ただいま議長がおっしゃられたとおりでございまして、担当のほうから検査の申入れがございましたら見に行くというような予定にしております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。判断する上にちょっと何点かお尋ねをいたします。

繰越しの額につきますと、約3分の1が多分額面上は残っている形になってます。先ほど副町長の説明では、植生工が7,400平方メートルでプレキャストが261メートル増の側溝ということでありました。この工事につきましてはいつ入札されて、どの業者が取って、下請がどの業者が入っているのか。それと設計監督はどこの課なのか。いわゆる住民生活課がされてるのかどうかということです。

それと、巨石が出たという話で説明はあるんですけども、それは盛土したとこなのか、

もともと地山なのか。その辺りちょっと判断する上で基礎資料を教えてくださいませんか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。まず、請負業者につきましては株式会社樹工業でございます。下請業者につきましては、株式会社コマドメ建設が9月1日の契約で下請業者となっております。現場の代理人、主任技術者につきましては株式会社樹工業から左納氏が現場代理人ということでなっております。

巨石につきまして、それが盛土部分かどうかというところなんですけれども、水路の掘削ということになりますので、のり面の下のほうになりますとどうしてももともと入った部分もあるのかなというところなんですけれども、工程の順番としましては工事のしにくいところから実施してきたというところでございます。どちらかというところちょっと現場のほうの内容になるので詳細には分からないんですけども、主には盛土部分のところにも入ったのかなというふうには考えております。

ちょっと先ほどの安部議員から質問で進捗率の関係がございました。35.44%につきましては、実際に1月末時点での前払い金であるとかそういったお金の支払いの部分での進捗のものを事業進捗管理シートのほうに記載しておりますので、実際の進捗状況とはまた違うということで御理解をいただきたいと思っております。

工事の担当部署につきましては、住民生活課が担当ということで進めておりました。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 井出参事、入札日はいつですか。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。入札の日につきましては、契約は8月25日でございます。ちょっと入札の日につきましては、同日の8月25日ということでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。8月の終わりにされて、9月の10日ぐらいには多分着工されてるのかなと思います。額面につきましては、先ほど安部議員がおっしゃったように約4,000万円ちょっと切れるような当初契約だったと思います。通常ですと、9月にかけて3月までにできない工事ではないと思いますね、実際問題。

今、設計して現場監督さんどこかって言いたいんですけど、その課名がない。どこで設計されたのか。

要は、工事の分かる者が設計されてそれで現場で指導されるんですから、工事のやり方が分からない人が現場行ったって分かりませんやん。そやから今のような説明になってしまうんですよ。だから工事が分かる者が現場に行って指導しないと。先ほども担当課長さんは2月に四、五回ほど現場へ行きましたよって。3月6日に契約等いろんなことをされてます。そのときにする話じゃありませんやん。もう9月に当然かかっている

でしょ。そやのにまだ2月に終わってない、できてない。それで今説明では、安部議員の質問では58%ぐらいしかできてない。それで予算書の繰越額にしたらもう3分の1が残ってるような状態ですよ。やっぱり対応の仕方まずいんですよ。やっぱり工事させるんですから、現場に分かる者が行って業者を指導しないと、業者に任せっ放しでは駄目ですよ。今回の工事だけじゃないですよ。例えば建設課のほうでも結構業者任せ。逆に元請がするんじゃないじゃなくて下請任せじゃなしに、予算組んで事業執行して年度内完成させるんですから、そういう指導のやり方をやっていかないと。任せっきり、業者に聞きましたらできますできませんちゅう話じゃないですよ。そんな話しするのは3月に入ってする話じゃないですよ。

こんなたくさん残ってるのに、3月末日の話じゃないですよ。当然3月の定例会のときに繰越明許を上げとかなないと。もう完全にずれてますよ、対応の仕方が。そんなんで工事発注したってできませんやん。

植生にしたってプレキャスト並べるの簡単ですよ。盛土にしてみても、ダンプが運んでいったとしたら入ってる石の量は知れてますやん。そんな巨石で工事が遅れましたは理由にはなりませんよね。だからもっと現場へ行ってよく確認して、業者に正しい指導のやり方、工事のやり方を指導していかないと。結果だけ待って、できましたから業者が出てきます、会計にお金出してくださいって投げるだけじゃなしに、どこでどう指導するんですかっていうことを言うんですよ。ちょっと現場監督、指導の仕方間違ってるんじゃないですか。その辺ちょっと教えてくださいな。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。御指摘のところなんです。業者任せでは駄目だという点、それと指導をしっかりとやるべきである。それは本当にそのとおりだと思います。真摯に受け止めさせていただきたいと思います。

担当部局が住民生活課の工事ですけれども、担当しておりましたのは土木のプロといえますかベテラン職員が担当者でおりましたので、その土木のベテランが現場で指導しております。設計図面も見ておりますので、その点につきましては一般的な一般行政職、土木を知らない職員が対応したということでは全く違います。現場を熟練している職員が現場へ行って業者とやり取りをしています。もちろん元請、下請と共に工事の状況を把握したり指導したりということをやっていきましたが、結果的に本当に申し訳ありませんが、理由にならない理由ということもありますが、ウインチをかけないと上がらないような石が出てくるとか、想定以上に工程がかかるというふうなことが起きたことも事実であります。その点はもう言い訳になりますからあまり多くは言いませんけれども、しっかりと現場を把握しながら業者任せではなく指導していくんだということは、これからは心がけていきたいと思っています。今回についてもベテランが対応した結果こんなことになったんですけれども、精いっぱいやった結果だというふうには思っています。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。技術担当の方の課がいわゆる現場監督してされてたとしたら、当然これだけの工事でできるかできないか判断できますやん。こんな3月29日にする話じゃありませんよ。本当に分かってたら、そんなことしませんわ。よっぽどの極端な事故があればあれですけど、通常のことではあり得ない話ですね。やっぱりそこら辺もよく技術関係と業者の指導の在り方、対応の仕方もそうですけどもっと性根入れていかないと。だから、あといつ終わるか分かりませんというような話じゃなくて契約守らさなあかんのやから。工期までに完成させるために入札してるんやから当然分かってるはずですよ、業者は。それが間に合いませんというような話じゃありませんやん。そこはもっとしっかり指導をお願いしたいんです。以上なんです。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。改めて申し上げたいと思います。本当に業者任せではなくしっかりと指導しなさいということについては、本当に真摯に受け止めていただいて、この現場だけではなく町がやる工事全体に対してしっかりと対応していきたいと思っています。

29日に議長に報告した段階が最終判断ではあるんですけども、3月議会に間に合う間に合わないの判断というのは、もうあらかじめ3月の6日あたりにできるのかできないのかということ、できるというふうに。業者ができないとは言っていないということから始まっているんですけども、今、藤原資広議員がおっしゃるように素人ではないので、ベテランの職員であればそれを見てできるのかできないのか判断できるであろうということなんです。その段階で大変申し訳ないんですが、現場ベテラン職員からすると業者がギブアップしていないという状況と併せてU字溝、プレキャストとか二次製品、それを入れていくので金額的には上がっていくということであるんですが、3月末まで約1か月弱あるのでできないことはないであろうというふうに見たという事実も実際にはあります。これが天候があと悪くなるよくなるというのは全然分からないことなんです、ここの判断が甘いと言われればやっぱり今回反省すべきかなと思います。

ちょっと言い訳じみたことを言いましたが、御指摘の部分につきましては、今後この工事にかかわらずしっかりと町が発注する工事については対応していきたいと思っています。ありがとうございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。お二人の議員の質疑の中で、今、最後副町長が答えられたとおりやっぱり甘い部分もあったということで反省もあったんですけども、私もちょっと3点、4点になるかもしれませんが確認したいのは、当然工事ですからベテランの職員が現場で対応ということやったと思うんですけども、工事ですから工程表があって、それに基づいて工程管理をされてたと思うんですね。2月には毎週

確認をということで、そのときに元請業者、下請業者、担当者が3人そろってその工程の状況を常に確認をされてたのかということが少し疑問なところです。

3月の6日に最終確認をして、工期中には完成するだろうということで3月の補正の対応はしなかったということなんですけども、この3月の6日段階の進捗はどうやったのか。

それと、少し前の議案でも申し上げたんですが、3月の定例会の最終日が3月の22日です。この3月の6日から22日の間にそういう判断はできなかったのかどうか。

結局は担当者、現場も業者がやれるというて言われていたという説明なんですけども、そして現場の担当者もやれるだろうという判断だったと思うんですが、業者と担当者がこれはでけへんなという判断されたのは3月何日なのか。そういうもう時系列でちょっと教えてほしいんです。

最後に、町の職員全般的なことなんですけども、単年度予算という意識が本当にみんなあるのかなという、予算の仕組み自体を本当に管理職の方、課長補佐、係長の方々も単年度主義の予算で、そして繰越明許費っていうのはどういうことなのかということを本当に皆さん理解されてるのかなと。されてないのであれば、繰越明許費というのはやっぱりそういう手続を取らなあかんという認識が担当課にあったのかという、そういうところをこれも質問をしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。3月6日時点の進捗の状況ということでございます。ちょっと先ほども申し上げたんですけども、少しその時点での進捗率という部分での把握というのが今時点ではちょっと資料としてはございません。その進捗を取ったかどうかという部分ですけれども、少し確認ができないので申し訳ございません。

6日からの3月22日、議会最終日までの間での判断といいますかですけれども、すみません、ちょっと申し訳ありません。その間何度も現場の調整は担当者のほうとはしてるんですけども、3月6日時点での現場の確認ということで、一番下の水路、下段の水路の一部と上段の水路が残ってるというような状況で、現場の進捗といいますかこの現場の確認で先ほども申し上げましたように、平地部分が残っているので一月弱で完成するというような現場の担当者と現場代理人との話の中での判断があったというようなことでは確認をしております。

その間、天候の状況もあったんですけども、現場のほうにつきましては担当者のほうも何度も足を運びながらということとはしてたとは思いますが、そういった中で最終的に3月6日時点で3月31日までの工期延長というような形を話の中でなっておりますので、そういった状況の中で3月下旬ぐらいまでは現場の確認をしながら進めたということなんです。

最終的な判断につきましては、3月の25日の時点で業者のほうと打合せの中で、今年度内ではもう難しいという最終的な判断があったというふうにはこちら確認をしております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 井出参事、まず一番最初に工程表に基づいて確認とか赴かれる場合に元請と下請と担当者、三者がそろっていたのかどうかというところに対する答弁が抜けてると、3月6日から22日、議会定例会最終日までの間に判断ができなかったのかという答弁。最終3月25日に判断はしましたという答弁はあったんですけども、6日から22日の間には判断ができなかったのかという質問もありますので、その2点についてお答えしていただけますか。

井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。工程表のほうにつきましては業者のほうから出ておりましたので、当然それは担当者、あと請負業者のほうとは確認は当然できているということでございます。あと下請の業者のほうにつきましても、先ほど申し上げましたように9月に契約を締結しておりますので、そういった内容、工程の内容に関しては確認はできているということでございます。

3月25日の最終判断ということで、それまでに繰越明許等の判断ができなかったかなというところなんですけども、当然冒頭から申し上げておりますように年度内完成ということで、担当者のほうも業者のほうに強く申し入れて確認をしていた中で、実施できるというような業者からの回答もございましたので、そういった中で3月25日まで来てしまったということが現状かなと思っております。当然それまでの状況を見ましたら、少しそれまでの段階で判断ができたかなというところもありますけれども、最終的には双方との確認という部分につきましては3月25日を受けてということになってございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。単年度予算の意識のことに関して、私のほうからお伝えしたいと思います。

この点につきましては、近年安易な繰越しは駄目だということで議会からも指導をいただいております。各担当でも安易な繰越しはしないと。当初予算に上げた工事につきましては、単年度で仕上げていくのは当然のこととしてやる。特殊な事情がある場合だけは繰越しというのが認められるというふうな理解は全職員しているところであります。

今回のようなことがそのような環境の中でなぜ起きるのかということですが、いろいろ理由は申し上げているところですが、今回のケースで言いますと担当者のほうからも、担当課長も含めて私の部屋にいよいよこれは間に合わないかもしれないというふうな段階で報告に来ました。それは本当にこんな状況でということ、本当に危機感を持って報告に来たというふうな受け止めております。それぐらい職員は意識はしているのであ

ろうというふうに思います。

それと、先ほど藤原資広議員から言われたことにも少し重なるんですが、今回のケース、単純に巨石、天候等で繰り越すということだけでは済まないというぐらい繰り越すことを重大に捉えておりますので、今回のケースにつきましては本当に異例ですけれども副町長室まで業者の方に来ていただく、指導するというふうなこともやらせていただきました。それくらい繰越しというのは重大なことだというふうに担当部局も思っております。しっかりとこれからも取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 今後、今回の対処、それと今後のことも今副町長からお話あったんですけどね、やっぱり仕事の進め方、この事業にかかわらず仕事の進め方、もういろんな各常任委員会でもやっぱり今いろいろと質疑の対象になるのは仕事の進め方、進捗の管理です。住民生活課も課長がこの春で替わられていますので、本来でしたら課長からいろんな状況を聞いたかったわけですけども、本人から聞いたかったわけですけども、一度今後の一つの教訓に執行部側もしていただくために、一度この事業について時系列でどのようにこういう結果になったのかということをしかりとまとめていただいて、次回の担当の常任委員会等で提出していただいて、反省すべきところはこういうところやったという執行部としても次につながる反省点を見つけてほしいんですわ。結果こうなりただけでは我々もやっぱり納得できないところがあるので、昨年春にも別件で専決処分について不承認という、私もそのときに反対討論もさせてもらいましたけども、あのときとはまた中身は違いますけれども、やはり事業の進め方がどうなってたんかなというところを一番疑問に思いますので、その辺のところを議長のほうからまたそういう資料のまとめと提出をお願いしていただければなと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） それでは次の担当委員会までにその資料を作っていただいて、本当に今後の反省といいますかね、この検証を十分にさせていただいて、同じような過ちといいますか繰越しを繰り返さないという意味でぜひその資料を作っていただいて、担当委員会に出していただきますようにお願いします。

ほかに質疑のある方。

7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。お聞きしたいんですけども、今回の工事にしてもいろんな工事にしても契約の引渡時期というのは工事において非常に一番大切なことでもあります。その引渡日を遅れたときの業者に対する罰則というものは、契約書なんかには一切記載はしていないんですか。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。契約書の中には、そういった

文言等については挿入させていないというふうには私は理解をしております。以上でございませう。

○議長（小寺 俊輔君） 松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。もう何年も何年も前から、今回のこの事業については1日引渡しが遅れたから何か非常に大きなその損失を受けるといふようなことはないとは思いますが、国の事業であるとか、今はもうその都会の住宅の引渡日なんかについても、やっぱり家を建てるまで賃貸マンションに住んだりとかいうことがあるんでしょうね。そういった関係もあって、引渡日を遅れたら1日当たり何%、請負金額の何十%を支払いますと、業者のほうか。高速道路であるとかそういったものについては、完全にそういった契約があると思うんですが、そういうことを結ぶのに何か問題があるのであれば難しいんですけども、こういう単年度のぎりぎりで引渡しなんていうときには、そういう文言も入れたほうが繰り越すことも少なくなってくるんじゃないかという、これは提案なんですけども、一度その点も調べて教えていただきたいと思ひます。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。契約の中には、その引渡しという限定したものではないですが、債務不履行になった場合のそういった規定の条項が入っております。それぞれにそういった判断をする場合にそれ相応の理由、相当な債務不履行があったという理由のところ、そういったところを判断した中で取り扱うということになるかと思ひます。ですので、少しそういった完成しない、あるいはそういった支障が出たときに、町としては住民の皆様かリスクが発生するということでございますので、きっちりと再度契約書のほうも確認をしながら、そういったリスクの管理ということできちっとさせていただきたいというふうか思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 栗原です。1点お願ひがあります。議案として出てくる限り、やはり議員もその質疑するのですから、やはりきちっとその下調べをしておいてほしいんです。回答ができないとか分からないとかいうのはもうそれは端的に言ってもらったらいいんですけど、やっぱり疑問に思っていることに答えがすぐ返ってこないというのはやっぱりちょっと苦しいところあると思うんで、よく議案に対しては質問に備えてこれから行っていつてもらいたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。御指摘、本当に受け止めさせていただきます。ほかの日のことでもそうですが、分からないで審議が止まるということがないように、ま

たそれぞれ力を合わせて想定してデータを持ち寄っておく、準備をしておくというふうなことに今後心がけてしっかりと取り組んでまいります。お願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですね。

ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。第58号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和5年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号））承認について、不承認の立場で討論をさせていただきます。

専決処分については、町長が議会に代わって意思決定を行うことで議決されたと同じ効果を発生することですが、これには次の4つの規定がございます。詳細は省きますが、1つ目は議会が成立しないとき、2つ目は議会が開かれないとき、3つ目は町長が緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないとき、そして4つ目は議会が議決すべき事件を議決しないときというふうな4つの条件がございます。これらを勘案しますと、今回の専決はこの4つの規定にそぐわないと判断しております。そこで、私が今反対の討論をさせていただきます。

これらを理解した上でこれまで質問させていただきましたが、私自身納得できる状況ではないと判断しました上で私の思いを述べさせていただきます。

今回の専決処分については、当初予算で昨年3月の予算審議において時間をかけ慎重審議させていただき可決をさせていただきました。その責任は、私は大と考えております。事業の進捗においては、当然担当課で慎重に管理されているものと思っていました。そして4回の担当委員会も持たれていますが、その進捗等も十分な説明がなされない状況で、説明をされておれば当然繰越明許費の措置が取れたと思います。それがなぜ今専決処分なのか理解ができません。このような事態は議会軽視も甚だしく、これを認めると必ず次から次へと同様の事態が発生することは否めません。町民に対する冒瀆行為そのものであると思います。

以前、議長選挙によりまして当時のある議員の方が議長選挙に立候補される公約として、どのような専決処分であっても私は絶対に認めないと強く訴えておられたことを今思い出しています。それぐらい予算の執行は慎重に取り組む必要があります。町民の負託に応える議員として、どのような事案においても慎重かつ適正、正確に判断することを肝に銘じて職務を全うする義務が私の信念であります。

よって、この第58号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件については不承認とさせていただきます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 次に、賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 次に、反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第58号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立少数であります。よって、第58号議案は、承認しないことに決定しました。

追加日程第1 発委第3号

○議長（小寺 俊輔君） それでは、議事日程第1号の日程第9が終了しましたので、議事日程第1号の追加1の審議に入ります。

追加日程第1、発委第3号、神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

事務局、発委第3号の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

.....
発委第3号 神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件
.....

○議長（小寺 俊輔君） 提出者の説明を求めます。

安部重助議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） 議会運営委員長の安部です。提案説明を申し上げます。

発委第3号の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定でございます。改正の理由は、全国町村議会議長会が示す標準委員会条例の見直しに伴う条例改正と、議長が常任委員会に所属しない旨の規定を追加。それに伴う常任委員会の定数を改正する条例改正であります。

3ページ、新旧対照表を御覧ください。標準委員会条例の見直しに伴う改正は、第6条、特別委員会の設置規定では第2項中「特別委員会の委員」を「特別委員」に表現整理することとともに、第3項に特別委員の在任期間を新設しています。

また、第8条、委員の選任では、同条第2項、第3項、第4項を削除し、第1項を第

2項へ改めた上で、第8条第1項として常任委員、議会運営委員及び特別委員は議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができるを新設しています。

議長が常任委員会に所属しない旨に係る条例改正は、第8条第2項にただし書にその旨を追加しています。その理由は、1、議長は地方自治法第105条の規定により、どの常任委員会にも出席することができること。2、本会議での可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を有すること。3、一方で申合せにより委員会での採決には加わらないことなどから、議長の委員会における立ち位置を明確にするため追加しています。これに伴い、第2条第1項第2号、同条第1項第3号の各常任委員会の定数を減ずる改正を行っています。

以上で発委第3号の提案説明を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより発委第3号を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、発委第3号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。当局については、御退席をお願いします。

午前11時45分休憩

午前11時50分再開

○副議長（栗原 廣哉君） 再開します。

追加日程第2 議長辞職の件

○副議長（栗原 廣哉君） 議員の申合せにより、議長の任期は2年となっております。

先ほど、小寺俊輔議長から本日付で辞職願が提出されました。

お諮りします。議長辞任の件を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗原 廣哉君） 御異議ないものと認めます。よって、議長辞職の件を日程に

追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第2、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、小寺俊輔議員の退場を求めます。

〔12番 小寺俊輔君退場〕

○副議長（栗原 廣哉君） お諮りします。地方自治法第108条の規定に基づき、小寺俊輔議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗原 廣哉君） 御異議ないものと認めます。よって、小寺俊輔議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

小寺俊輔議員の復席を求めます。

〔12番 小寺俊輔君入場〕

○副議長（栗原 廣哉君） ここで暫時休憩とします。

午前11時52分休憩

午後 1時00分再開

○副議長（栗原 廣哉君） 再開します。

追加日程第3 議長の選挙

○副議長（栗原 廣哉君） ただいま小寺俊輔議員の議長辞職に伴い欠員となりました議長の選挙を本日の日程に追加し、追加日程第3として選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗原 廣哉君） 御異議ないものと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第3、議長の選挙を行います。

ただいまから議長の選挙を行います。立候補もしくは推薦等の御意見はございませんか。

○副議長（栗原 廣哉君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 議長、立候補します。

○副議長（栗原 廣哉君） 1番、小島義次議員。

○議員（1番 小島 義次君） 立候補します。

○副議長（栗原 廣哉君） ただいま立候補の意思表示という意見が出ましたが、立候補の意思表示をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗原 廣哉君） 御異議ないものと認めます。

立候補される方の意思表示をお願いします。

意思表示については、今、着席されております議席の順番で行っていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗原 廣哉君） 御異議ないものと認めます。立候補の意思表示は、議席の順番で行っていただきます。

立候補される方は起立願います。

それでは、まず小島義次議員、演壇でお願いします。

○議員（1番 小島 義次君） 小島義次でございます。神河町議会議長選挙に当たり、立候補の所信を述べさせていただきます。

神河町は、平成17年11月に旧神崎町と旧大河内町の合併により誕生しました。合併当時の人口は約1万3,000人でした。現在は約1万人です。この19年間で3,000人の減少です。少子高齢化が進み、このペースで減少していくと2050年には6,000から7,000人ぐらいの人口になると言われています。日本全体の人口も、2050年には9,500万人に減少すると言われています。このような人口減少社会の中で、神河町は県下で最少の人口でありながら総合病院の経営やケーブルテレビ事業、地籍事業、さらに福祉政策、郡内でも充実した教育環境の整備など、小さくてもきらりと光る行政運営には共感するものがあります。

私は、町議会の役割として町民から負託を受けた代表として常に町民の立場に立ち、住民生活の向上のために使命と責任を果たさなければならないと考えます。そのために町民から信頼される町議会構築のため、努力と研さんを惜しまないで邁進していく決意です。町議会の在り方としても町民に開かれた議会の構築を目指し、町民の皆様の小さな声を聴く力を持ち、謙虚に耳を傾け共に考え共に歩む議会を継続するために、これまでも当町議会において取り組んでこられた意見交換会など議会と町民との接点を大切にしていきたいと考えます。

山名町政も人口減少を最小限にするため子育て世帯支援の町独自施策を打ち出し、神河町存続のために知恵を絞っている姿があります。私もこの神河町を小さくても存続し発展させていくために、議会制民主主義に基づき二代表制の一翼を担う議会としての是々非々の立場で、チェックとバランスを堅持していく必要があると考えています。町民の側に立った町政実現のために町執行部と大いに議論し課題や論点を出し、切磋琢磨してよりよい合意形成を図れる議会を築いていく努力をしてみたいです。議員の皆様方の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、私の所信表明とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（栗原 廣哉君） 次に、3番、澤田俊一議員から演壇でお願いします。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 失礼します。3番、澤田俊一です。議長選挙に立候補するに当たり、思いの一端を述べさせていただきます。

2年前の町議会議員選挙の無投票、定数割れという結果を踏まえ、小寺議長の下で私たちは議会改革に取り組んでまいりました。私もその思いを受け止め、引き継いでまいります。

昨年5月に地方自治法第89条が改正され、地方議会の役割や議員の役割が初めて法律上で明確化されました。改正前の第89条は普通地方公共団体に議会を置くと規定されただけでしたが、改正により1点目として住民が選挙した議員で組織される議会を置く。2点目として、町の重要な意思決定を議決し、検査、調査等の権限を行使すること。最後に3点目として、議会の権限を適切に行使するため議員は住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならないことが明記されました。私たちが今まで意識をしてやってきたことですが、これが初めて明文化されたということがあります。

議会改革の取組の一つであります住民の皆様との意見交換会では、議会や議員が何をやっているか分からないと御批判も受けてきました。地方自治法に明記された住民の負託とは何かということ言葉を少し替えますと、住民の皆さんに議会に関心を持っていただいて理解を深めていただく。その先に議会や議員への信頼と期待が生まれる。そのことが住民の負託に応える最初ではないかなと私は思っております。

実は信頼を得る方策は、私たちの先輩議員が制定された神河町議会基本条例の第3章に議会及び議員の活動原則が明記されています。いま一度、私たちもこの最高規範である議会基本条例を読み返し、確認、検証することから始めましょう。

そして、各議員の一般質問における提言や常任委員会での意見は、住民の皆様の小さな声を聴き代弁する一人一人の議員の思いであります。個々の議員の思いを議会の意思にするには、議員間の対話と討議が欠かせないと思います。それが政策提言につながります。神河町は少子高齢化対策など喫緊の課題が山積しております。この課題の解決に向けた具体的な政策提言ができる議会に皆さんでしていきましょう。住民の皆様から議会は私たちのために頑張ってくれているなどそう評価、信頼していただけるように、そして2年後の議会議員選挙には女性や若者など多様な人材が立候補いただけるように、皆さんの先頭に立って共に議会改革に取り組んでまいりたいと思います。

誠に簡単ですが、私の意思表示とさせていただきます。私への御支持をお願いいたします。

○副議長（栗原 廣哉君） 立候補の意思表示が終わりました。

念のため申し上げます。この選挙についての被選挙権は11名の議員全てでございます。

事務局長から選挙の手順を説明させます。

ここで暫時休憩します。

午後1時10分休憩

午後1時12分再開

○副議長（栗原 廣哉君） 再開します。

それでは、追加日程第3、議長の選挙を行います。

選挙の方法については、投票により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗原 廣哉君） 御異議ないものと認めます。よって、選挙は投票によって行います。

会議規則第28条の規定により、議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○副議長（栗原 廣哉君） ただいまの出席議員数は11名であります。

お諮りします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に8番、藤森正晴議員、9番、藤原資広議員を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗原 廣哉君） 御異議ないものと認めます。よって、立会人に8番、藤森正晴議員、9番、藤原資広議員を指名します。

ここで投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○副議長（栗原 廣哉君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗原 廣哉君） 配付漏れないものと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（栗原 廣哉君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いします。

事務局長、点呼してください。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....

1番	小島 義次君	2番	木村 秀幸君	3番	澤田 俊一君
4番	廣納 良幸君	5番	安部 重助君	6番	吉岡 嘉宏君
7番	松岡 宣彦君	8番	藤森 正晴君	9番	藤原 資広君
12番	小寺 俊輔君	11番	栗原 廣哉君		

.....

○副議長（栗原 廣哉君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗原 廣哉君） 投票漏れないものと認めます。投票を終了します。

ただいまから開票を行います。藤森正晴議員、藤原資広議員、立会いをお願いします。

〔開 票〕

○副議長（栗原 廣哉君） 事務局長、選挙の結果を報告してください。

○議会事務局長（高内 教男君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 10 票、無効投票 1 票。

有効投票のうち、3 番、澤田俊一議員 6 票、1 番、小島義次議員 4 票。以上のとおりでございます。

○副議長（栗原 廣哉君） この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって、澤田俊一議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（栗原 廣哉君） ただいま議長に当選されました澤田俊一議員が議場におられますので、本席より会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知いたします。

澤田俊一議長、当選の挨拶を演壇でお願いします。

澤田議長。

○議員（3 番 澤田 俊一君） ただいま議長選挙に当選の告知を受けました澤田俊一です。皆様の御支持に感謝申し上げます。ありがとうございます。

議長の重責を担うことになり、改めて身が引き締まる思いであります。議長として中立公正な立場で議会の代表者としての議会の権威向上と住民福祉の充実のために職務を行うことをお約束します。

また、二元代表制の一翼を担う議会の代表者として、町執行部とは近過ぎず遠過ぎず適切な距離を保ち職務を行うこともお約束いたします。

もとより浅学非才な身ではありますが、これまでの経験を基に住民の皆様からより一層信頼され期待される議会となるように一生懸命に努めてまいります。議員の皆様のお指導と御協力をお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（栗原 廣哉君） 議長の挨拶は終わりました。

ここで議長と議長席を交代します。御協力ありがとうございました。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（澤田 俊一君） ここで暫時休憩します。

午後 1 時 31 分休憩

午後 1 時 33 分再開

○議長（澤田 俊一君） 再開します。

追加日程第4 副議長辞職の件

○議長（澤田 俊一君） 先ほど、栗原廣哉副議長から本日付で辞職願が提出されました。お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第4、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、栗原廣哉議員の退場を求めます。

〔11番 栗原廣哉君退場〕

○議長（澤田 俊一君） お諮りします。地方自治法第108条の規定に基づき、栗原廣哉議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、栗原廣哉議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

栗原廣哉議員の復席を求めます。

〔11番 栗原廣哉君入場〕

○議長（澤田 俊一君） ここで暫時休憩します。

午後1時35分休憩

午後1時36分再開

○議長（澤田 俊一君） 再開します。

追加日程第5 副議長の選挙

○議長（澤田 俊一君） ただいま栗原廣哉議員の副議長辞職に伴い欠員となりました副議長の選挙を本日の日程に追加し、追加日程第5として選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第5、副議長の選挙を行います。

ただいまから副議長の選挙を行います。立候補もしくは推薦等の御意見はございませんか。

11番、栗原廣哉議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 立候補します。

○議長（澤田 俊一君） ほかに立候補の意思表示はございませんか。

ただいま立候補の意思表示という意見が出ましたが、立候補の意思表示をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。

立候補される方の意思表示をお願いいたします。

意思表示については、複数ではございません。今は栗原廣哉議員お一人ですので、栗原議員にお願いしたいと思いますが御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 立候補の表明をお願いいたします。

11番、栗原廣哉議員。演壇でお願いいたします。

○議員（11番 栗原 廣哉君） ただいま副議長に立候補しました栗原です。

現在、神河町議会を取り巻く情勢はかなり厳しいものがあり、前回の選挙でも定数に満たなかったこと。また、財政的にも少子高齢化で税金の額が減り、その上、たくさんの施設を今から造っていかねばなりません。栗賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設、また、市川町にできるごみ焼却炉、それから中播消防署北部出張所、大変財政的にも厳しいことが続いております。

澤田新議長を補佐し、議会が円滑に進めるよう努力していきます。よろしく申し上げます。

○議長（澤田 俊一君） 立候補の意思表示が終わりました。

念のため申し上げます。この選挙についての被選挙権は議長を除く議員全てでございます。

それでは、追加日程第5、副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、投票により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、選挙は投票によって行います。

それでは、議長の選挙と同様の手順で副議長の選挙を行います。

会議規則第28条の規定により、議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（澤田 俊一君） ただいまの出席議員数は11名であります。

お諮りします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に11番、栗原廣哉議員、12番、小寺俊輔議員を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、立会人に11番、栗原廣哉議員、12番、小寺俊輔議員を指名します。

ここで投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（澤田 俊一君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 配付漏れないものと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（澤田 俊一君） 異状ないものと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票を願います。

事務局長、点呼してください。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....

1 番	小島 義次君	2 番	木村 秀幸君	4 番	廣納 良幸君
5 番	安部 重助君	6 番	吉岡 嘉宏君	7 番	松岡 宣彦君
8 番	藤森 正晴君	9 番	藤原 資広君	11 番	栗原 廣哉君
12 番	小寺 俊輔君	3 番	澤田 俊一君		

.....

○議長（澤田 俊一君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 投票漏れないものと認めます。投票を終了します。

ただいまから開票を行います。栗原廣哉議員、小寺俊輔議員、立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（澤田 俊一君） 事務局長、選挙の結果を報告してください。

○議会事務局長（高内 教男君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、11 番、栗原廣哉議員 7 票、1 番、小島義次議員 4 票、以上のとおりでございます。

○議長（澤田 俊一君） この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって、栗原廣哉議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（澤田 俊一君） ただいま副議長に当選されました栗原廣哉議員が議場におられ

ますので、本席より会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

栗原廣哉副議長、当選挨拶を演壇でお願いいたします。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 本日はありがとうございました。澤田議長を補佐し、今進めている議会改革並びに町とのコミュニケーションを図りながら頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（澤田 俊一君） 副議長の挨拶は終わりました。

ここで暫時休憩します。

午後1時54分休憩

午後1時56分再開

○議長（澤田 俊一君） 再開します。

追加日程第6 議席の一部変更

○議長（澤田 俊一君） 議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定及び議会運営基準第13条の規定によって、議席の一部変更を追加日程第6として本日の日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、議席の一部変更を追加日程第6として日程に追加することに決定しました。

追加日程第6、議席の一部変更を行います。

議席の変更については、議長、副議長の選挙に伴い会議規則第4条第3項の規定及び議会運営基準第13条の規定により、議長は最終番、副議長は最終2番となっております。

小寺俊輔議員の議席を3番に、私の議席を12番に変更します。

ここで暫時休憩します。

午後1時57分休憩

午後2時05分再開

○議長（澤田 俊一君） 再開します。

日程第10 常任委員会委員の選任

○議長（澤田 俊一君） 日程第10、常任委員会委員の選任を議題とします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長から指名します。

総務文教常任委員会の委員に、1番、小島義次議員、2番、木村秀幸議員、4番、廣納良幸議員、5番、安部重助議員、6番、吉岡嘉宏議員、9番、藤原資広議員、11番、

栗原廣哉議員、以上7名。民生福祉常任委員会の委員に、1番、小島義次議員、2番、木村秀幸議員、3番、小寺俊輔議員、4番、廣納良幸議員、5番、安部重助議員、7番、松岡宣彦議員、8番、藤森正晴議員、以上7名。産業建設常任委員会の委員に3番、小寺俊輔議員、6番、吉岡嘉宏議員、7番、松岡宣彦議員、8番、藤森正晴議員、9番、藤原資広議員、11番、栗原廣哉議員、以上6名。以上のとおり各常任委員会の委員に指名します。

ここでお諮りします。ただいま指名しましたとおりそれぞれの常任委員会の委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員会委員は、議長指名のとおり選任されました。

なお、常任委員会の委員長、副委員長は、委員会条例第9条第2項の規定によって、それぞれの委員会で互選することになっていますので、よろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩します。

午後2時07分休憩

午後2時27分再開

○議長（澤田 俊一君） 再開します。

ただいま各常任委員会が開催され、正副委員長の互選がなされておりますので御報告申し上げます。

総務文教常任委員会の委員長に9番、藤原資広議員、副委員長に1番、小島義次議員、民生福祉常任委員会の委員長に7番、松岡宣彦議員、副委員長に1番、小島義次議員、産業建設常任委員会の委員長に8番、藤森正晴議員、副委員長に3番、小寺俊輔議員、以上のとおりそれぞれ互選されておりますので御報告申し上げます。

日程第11 議会運営委員会委員の選任

○議長（澤田 俊一君） 日程第11、議会運営委員会委員の選任を議題とします。

選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長から指名します。

議会運営委員会の委員に、5番、安部重助議員、7番、松岡宣彦議員、8番、藤森正晴議員、9番、藤原資広議員、11番、栗原廣哉議員、以上5名を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました5名を議会運営委員会の委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、議会運営委員会委員は、議長指名のとおり選任されました。

ここで暫時休憩します。

午後 3 時 1 0 分休憩

午後 3 時 1 2 分再開

○議長（澤田 俊一君） 再開します。

ただいま議会運営委員会が開催され、正副委員長が互選されておりますので御報告申し上げます。

委員長に 5 番、安部重助議員、副委員長に 9 番、藤原資広議員、以上のとおり互選されておりますので御報告申し上げます。

追加日程第 7 特別委員会の設置

○議長（澤田 俊一君） ここでお諮りします。特別委員会の設置を日程に追加し、追加日程第 7 として直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、特別委員会の設置を日程に追加し、追加日程第 7 として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 7、特別委員会の設置を議題とします。

特別委員会の設置については、議会改革調査特別委員会の設置要綱を配付しています。

お諮りします。議会改革調査特別委員会を設置要綱のとおり設置することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、配付しております設置要綱のとおり議会改革調査特別委員会を設置することに決定しました。

日程第 1 2 特別委員会委員の選任

○議長（澤田 俊一君） 日程第 1 2、特別委員会委員の選任を行います。

当議会に設置している特別委員会のうち、広報公聴活動調査特別委員会委員は広報発行規定により任期が 2 年となっております。

人権文化推進特別委員会については、委員全員から本日付で辞職願が提出されました。

お諮りします。人権文化推進特別委員会委員の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、人権文化特別委員会委員の辞職を許可することに決定しました。

各特別委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長から指名します。

広報公聴活動調査特別委員会の委員に、1 番、小島義次議員、2 番、木村秀幸議員、

3番、小寺俊輔議員、7番、松岡宣彦議員、9番、藤原資広議員、11番、栗原廣哉議員、以上6名。人権文化推進特別委員会の委員に、4番、廣納良幸議員、5番、安部重助議員、6番、吉岡嘉宏議員、8番、藤森正晴議員、以上4名。議会改革調査特別委員会委員に、1番、小島義次議員、2番、木村秀幸議員、3番、小寺俊輔議員、4番、廣納良幸議員、5番、安部重助議員、6番、吉岡嘉宏議員、7番、松岡宣彦議員、8番、藤森正晴議員、9番、藤原資広議員、11番、栗原廣哉議員、以上10名を指名します。

ここでお諮りします。ただいま指名しましたとおり各特別委員会の委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、各特別委員会の委員は、議長指名のとおり選任されました。

なお、特別委員会の委員長、副委員長は委員会条例第9条第2項の規定により、それぞれの委員会で互選することになっておりますので、よろしく願いいたします。

ここで暫時休憩します。

午後3時17分休憩

午後3時19分再開

○議長（澤田 俊一君） 再開します。ただいま各特別委員会が開催され、正副委員長の互選がなされておりますので御報告申し上げます。

広報公聴活動調査特別委員会の委員長に1番、小島義次議員、副委員長に2番、木村秀幸議員、人権文化推進特別委員会の委員長に6番、吉岡嘉宏議員、副委員長に4番、廣納良幸議員、議会改革調査特別委員会の委員長に3番、小寺俊輔議員、副委員長に5番、安部重助議員、以上のとおりそれぞれ互選されておりますので御報告申し上げます。

追加日程第8 一部事務組合議会議員の選挙

○議長（澤田 俊一君） ここでお諮りします。一部事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、一部事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第8として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第8、一部事務組合議会議員の選挙を議題とします。

これより中播衛生施設事務組合議会議員及び中播北部行政事務組合議会議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第1項第2号の規定により指名推選にしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、地方自治法第118条第1項第2号の規定により、指名推選にすることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、各一部事務組合議会議員は議長より指名することに決定しました。

中播衛生施設事務組合議会議員に7番、松岡宣彦議員と私の2名、中播北部行政事務組合議会議員に7番、松岡宣彦議員、11番、栗原廣哉議員と私の3名、以上のとおり指名します。

お諮りします。ただいま指名しましたとおり、一部事務組合議会議員の当選人と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、7番、松岡宣彦議員と私が中播衛生施設事務組合議会議員に、7番、松岡宣彦議員、11番、栗原廣哉議員と私が中播北部行政事務組合議会議員に当選しました。

会議規則第33条第7項の規定により、それぞれの議員が議場におられますので告知いたします。

ここで暫時休憩します。再開を15時45分とします。

午後3時23分休憩

午後3時45分再開

○議長（澤田 俊一君） 再開します。

○議長（澤田 俊一君） 議案審議の後の議会の構成替えによりまして、議長に就任いたしました澤田俊一です。よろしく願いいたします。

議長就任に当たり、町執行部の皆様一言御挨拶させていただきます。

昨年5月に地方自治法第89条が改正され、議会の役割として町の重要な意思決定を議決し、検査、調査等の権限を行使すると、従来議会が行ってきたことが改めて地方自治法に明記されました。

現在、神河町は少子高齢化対策など喫緊の課題が山積しております。議会と町執行部が共にその解決に向け、また第2次神河町長期総合計画の後期基本計画の実現に向け、真摯に議論を交わさなければなりません。二元代表制の一翼を担う神河町議会の代表者として中立公正な立場で住民福祉の充実のために職務を行ってまいりますので、町執行部の皆様の御協力と御理解をよろしくお願いいたします。

それでは、ここで先ほど決定しました議会構成の概要について御報告します。お手元

の資料を御覧ください。

副議長に栗原廣哉議員、総務文教常任委員長に藤原資広議員、副委員長に小島義次議員、民生福祉常任委員長に松岡宣彦議員、副委員長に小島義次議員、産業建設常任委員長に藤森正晴議員、副委員長に小寺俊輔議員、議会運営委員長に安部重助議員、副委員長に藤原資広議員、広報公聴活動調査特別委員会委員長に小島義次議員、副委員長に木村秀幸議員、人権文化推進特別委員長に吉岡嘉宏議員、副委員長に廣納良幸議員、本日新たに設置しました議会改革調査特別委員会委員長に小寺俊輔議員、副委員長に安部重助議員、以上のとおりです。よろしくお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。本臨時会に付議された議案は全て議了しました。

ここで閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。

これをもちまして第118回神河町議会臨時会を閉会します。

午後3時48分閉会

議長挨拶

○議長（澤田 俊一君） 第118回神河町議会臨時会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日町長から提出されました議案は、小寺前議長の下で真摯な議論を交わされた結果、第58号議案、令和5年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を除いた議案は全て了承、承認されました。議員各位の御精励と御協力に私のほうからお礼を申し上げます。

また、町執行部におかれましては、真摯に対応していただきましたことにお礼を申し上げます。

審議の過程におきまして議論されました内容については十分考慮され、今後の町政執行に反映されますようお願いいたします。

なお、不承認となりました専決処分につきましては、地方自治法第179条第4項に規定する必要と認める措置と議会への報告を町長にお願いしておきます。

さて、その後の議会の構成替えにより新たな体制となりました。まずは2年前の町議会議員選挙の欠員、無投票という結果を踏まえ議会改革の必要性を訴え、今日まで議員を先導していただきました小寺俊輔前議長にお礼を申し上げます。ありがとうございました。

私もその思いを引き継ぎ、議会の使命達成と議会のより一層の活性化、改革に向け全力で取り組んでまいりますので、皆様の御協力をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

します。

結びに、ヒノキ花粉ですとか黄砂の影響もようやく収まり、梅雨入りまでの間は穏やかで爽やかな天候を期待したいものであります。皆様方におかれましては体調管理に御留意され、それぞれの立場で御活躍されますよう御祈念申し上げまして閉会の挨拶といたします。本日はお疲れさまでした。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、私からも臨時会の閉会に当たりましてお礼を申し上げます。

本日は、議会におかれましては澤田議長、栗原副議長をはじめとする各役員の選出、各委員会の構成など今後の議会運営に関わる重要な事柄を決定されました。このたび新たに就任されました正副議長をはじめ各委員等に就任されました議員各位におかれましては「ハートがふれあう住民自治のまち」「大好き！私たちの町 かみかわ」のまちづくり、そして喫緊の課題であります2050神河将来ビジョン、第2次神河町長期総合計画・後期基本計画の実現に向けた地域創生事業をはじめ各種政策を強力に、かつスピーディーに推進していくため、格別の御理解と御支援を賜りますようよろしく願いいたします。

また、本日提案させていただきました案件につきまして、不承認となりました第58号議案の専決処分案件、それ以外については承認、可決いただき誠にありがとうございました。私どもといたしましても第58号議案につきましては議員より頂戴しました御意見を真摯に受け止めさせていただいて、今後の事業執行に生かしてまいります。

あわせて、町政運営に当たりましては新たな体制で臨まれます議会との連携を十分に保ちながら、喫緊の課題であります人口減少対策を中心とした地域創生各種事業の推進強化に努めてまいります。

終わりに、吹き抜ける風が何とも心地よい季節になってまいりましたが、議員各位におかれましては今後も健康には十分御留意していただき、町政発展のため引き続き御活躍いただきますようお願い申し上げます。閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

午後3時53分
